ト　当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役又は監査役であるときは、これらの役員に就任してからの年数
チ　上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

⑴の２　監査等委員である取締役の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

①　候補者の氏名、生年月日及び略歴
②　相互会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
③　就任の承諾を得ていないときは、その旨
④　議案が保険業法第53条の11において準用する会社法第344条の２第２項の規定による請求により提出されたものであるときは、その旨
⑤　保険業法第53条の11において準用する会社法第342条の２第１項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要
⑥　候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第１項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要
⑦　候補者が当該相互会社の監査等委員である取締役に就任した場合において重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実
⑧　候補者が現に当該相互会社の監査等委員である取締役であるときは、当該相互会社における地位及び担当
⑨　候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項

イ　当該候補者が社外取締役候補者である旨
ロ　当該候補者を社外取締役候補者とした理由
ハ　当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役（社外役員に限る。以下⑨において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要
ニ　当該候補者が過去５年間に他の相互会社又は株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の相互会社又は株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当該相互会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の相互会社又は株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）
ホ　当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役（社外役員に限る。）となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該相互会社が判断した理由
ヘ　当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨
ⅰ　過去に当該相互会社又はその実質子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。ⅱ及びⅳにおいて同じ。）であったことがあること。
ⅱ　当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去５年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。
ⅲ　当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去２年間に受けていたこと。
ⅳ　当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。
ⅴ　過去２年間に合併等により他の相互会社又は株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。
ト　当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役又は監査等委員である取締役であるときは、これらの役員に就任してからの年数
チ　上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

⑵　会計参与の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

①　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　候補者が公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の２第５項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は税理士である場合　その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴
ロ　候補者が監査法人又は税理士法人である場合　その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革

②　就任の承諾を得ていないときは、その旨
③　保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第１項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要
④　候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第１項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要
⑤　当該候補者が過去２年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該相互会社が総代会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項

⑶　監査役の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

①　候補者の氏名、生年月日及び略歴
②　相互会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
③　就任の承諾を得ていないときは、その旨
④　議案が保険業法第53条の11において準用する会社法第343条第２項の規定による請求により提出されたものであるときは、その旨
⑤　保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第４項において準用する同条第１項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要
⑥　候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第１項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要
⑦　候補者が当該相互会社の監査役に就任した場合において重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実
⑧　候補者が現に当該相互会社の監査役であるときは、当該相互会社における地位
⑨　候補者が社外監査役候補者であるときは、次に掲げる事項

イ　当該候補者が社外監査役候補者である旨
ロ　当該候補者を社外監査役候補者とした理由